

北九州市監査公表第39号

平成28年8月30日

北九州市監査委員	江 本 均
同	廣 瀬 隆 明
同	後 藤 雅 秀
同	三 宅 まゆみ

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた局等

北九州市消防協会

3 監査の期間

平成27年10月13日から平成28年2月16日まで

4 監査公表の時期

平成28年5月31日（平成28年監査公表第22号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 北九州市消防協会

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>会計区分と充当財源について</u></p> <p>市消防協会の会計について、①北九州市消防協会規約（以下「規約」という。）に従った会計の区分がされておらず、②平成26年度の予算及び決算において、会員による会費（前年度からの繰越金を含む）の一部が消防協会運営事業に相当する経費に充てられていた。</p> <p>規約では、会計を「消防協会運営事業（一般会計）」、「共済事業（福利共済特別会計）」などに区分するものとされている。また、会員による会費は共済事業に充てることとされ、消防協会運営事業には北九州市補助金及びその他の収入をもって充てることとされている。</p> <p>規約に基づく会計区分を行うとともに、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>1 改善是正</p> <p>平成27年度市消防協会事業決算から、会計区分に沿った会計処理を徹底し、是正した。</p> <p>2 措置状況</p> <p>市消防協会歳入歳出予算書及び決算書を市消防協会規約に定める会計区分に沿った様式に改正し、会計区分を明確にした。</p> <p>3 市消防協会役員への周知</p> <p>平成28年2月17日（水）、消防局で開催された平成27年度第11回市消防協会常任理事会において、消防局警防課長が、出席した消防協会長、副会長、常任理事6名、事務局長に、監査の事実確認の内容と、消防協会規約に基づく会計区分を行うとともに、適正な事務処理を行わなければならないことを説明した。</p>